

保護樹木等の指定と助成

☆区では大きな樹木など、貴重な緑を保護するために、一定の基準をみたした「樹木」「樹林」「生け垣」を保護樹木等として所有者の同意を得てに指定し、その維持管理（※1）に要する費用の一部を助成します。（限度額あり）

☆保護樹木、保護樹林には事故等に備えて、区が「賠償保険」に入ります。

（※1）特に保護樹木等が隣地、周辺環境に著しい影響を及ぼすこと等が無いよう維持管理をお願いいたします。なお、維持管理の状況が保護樹木として相当でないことが認められる場合は指定を解除することがあります。

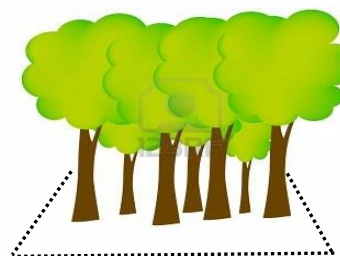
対象	指 定 基 準	助 成 金 額
保護樹木	<ul style="list-style-type: none"> ・地上1.5mの高さで幹回りが125cm以上 ・つる性の木で、枝葉面積が30㎡以上 	せん定の助成は、せん定にかかる費用の50%の金額とし、限度額は1本あたり15万円、2本以上は30万円です。
保護樹林	樹林面積が300㎡以上	維持管理費助成は、保護樹林面積1㎡あたり50円とし、限度額は15万円です（1年に1回）。また、保護樹林助成とは別に保護樹木のせん定助成を受けられます。
保護生け垣	生垣の長さ10m以上	せん定（刈り込み）の助成は、1mあたり1,000円とし、限度額は5万円です。



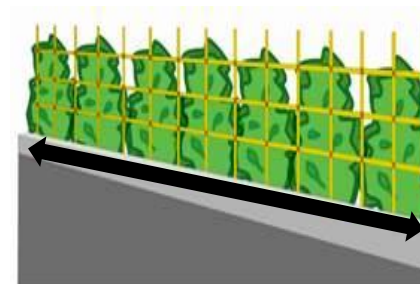
地上1.5mのところで
幹回り125cm以上



枝葉面積30㎡以上



樹林面積300㎡



生垣の長さ10m以上

【問い合わせ先】 公園緑地課 緑化推進グループ

TEL 3981-4940 FAX3981-1008

裏面へ➡

☆保護樹林の維持管理費助成の申請書類は、公園緑地課から送付します（年1回）。

☆保護樹木、保護生け垣のせん定助成金の申請の流れは下記のとおりです。なお、この助成金は3年に1回申請できます。

せん定助成金の申請の流れ

《樹木》

○申請書の提出

◎申請時に必要な書類等◎

- ①保護樹木せん定助成金交付申請書
- ②現場の案内図
- ③敷地と樹木の位置等のわかる平面図
- ④せん定工事の見積書の写し
- ⑤施工前の写真

↓ 区に提出

区にて申請内容、現地を確認

↓
保護樹木等せん定助成金交付決定通知書の送付

○せん定の実施

↓
○せん定完了届出書の提出

◎完了の届け出に必要な書類等◎

- ①完了届出書
- ②領収書など支払いの完了を証する書類の写し
- ③施工後の写真
- ④口座振替依頼書

↓ 区に提出

区にて完了届出書等の内容、現地確認

↓
保護樹木等せん定助成金交付額確定通知書の送付

↓
助成金の支払い（銀行口座振込）

《生け垣》

○申請書の提出

◎申請時に必要な書類等◎

- ①保護樹木せん定助成金交付申請書
- ②現場の案内図
- ③せん定工事の計画図
- ④施工前の写真

↓ 区に提出

区にて申請内容、現地を確認

↓
保護樹木等せん定助成金交付決定通知書の送付

○せん定の実施

↓
○せん定完了届出書の提出

◎完了の届け出に必要な書類等◎

- ①完了届出書
- ②施工後の写真
- ③口座振替依頼書

↓ 区に提出

区にて完了届出書等の内容、現地確認

↓
保護樹木等せん定助成金交付額確定通知書の送付

↓
助成金の支払い（銀行口座振込）